

条例規則変更

平成 25 年 12 月通知

以下は、『規則第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、普照院責任役員会(総代会)が定める。』に則り、条例が改訂され施行されたものである。

規則第 2 号(旧)→《改定後》規則第 3 号(新)

(平成 25 年 3 月 23 日第 22 回責任役員会議 決議改訂条例)

記

第 1】

第 5 条

以下の項目は、石元石材工業株式会社(詳細は規則最後に記載)により施行されたものに関しては除外される。但し、第 5 条 4 項は除く。《悪徳石材業者の参入防止》

- 1, 墓地使用者は、碑石その他工作物を建設し、改修し、撤去し、若しくは移転しようとするとき、又は植樹しようとするときは、7 日前までに設計書その他必要な書類を添えて施工届書を管理者に提出し、その承認を受けた後でなければ着工することができない。但し、石元石材工業に建設依頼をされた場合を除く。
- 2, 墓地使用者は、墓園内において墳墓建設、その他の理由により墓園を臨時に使用するときは、7 日前までに管理者の承認を受けなければならない。但し、石元石材工業に建設依頼をされた場合を除く。
- 3, 墓地使用者は、前 2 項の工事が完了したときは、管理者の確認を受けなければならない。また施工届書に違反があった場合、並びに第 6 条 1 項と 2 項を履行せず近隣墓区画とトラブルになった場合は、直ちに墓地使用者の負担で修正及び撤去するものとする。但し、石元石材工業に建設依頼をされた場合を除く。

↓

《改訂後》 上記下線部を消去する。

第 5 条

以下の項目は、石元石材工業株式会社(詳細は規則最後に記載)により施行されたものに関しては除外される。但し、第 5 条 4 項は除く。《悪徳石材業者の参入防止》

- 1, 墓地使用者は、碑石その他工作物を建設し、改修し、撤去し、若しくは移転しようとするとき、又は植樹しようとするときは、7 日前までに設計書その他必要な書類を添えて施工届書を管理者に提出し、その承認を受け

た後でなければ着工することができない。

- 2, 墓地使用者は、墓園内において墳墓建設、その他の理由により墓園を臨時に使用するときは、7 日前までに管理者の承認を受けなければならない。
- 3, 墓地使用者は、前 2 項の工事が完了したときは、管理者の確認を受けなければならない。また施工届書に違反があった場合、並びに第 6 条 1 項と 2 項を履行せずに近隣墓区画とトラブルになった場合は、直ちに墓地使用者の負担で修正及び撤去するものとする。

補 2】 これら規則を変更した規則第 3 号は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

補 3】 (経過規定)この規則第 3 号の施行前に従前の規定によりなした許可その他の行為は、この条例の規定によりなしたものとみなす。

以上